

第2編 災害予防編

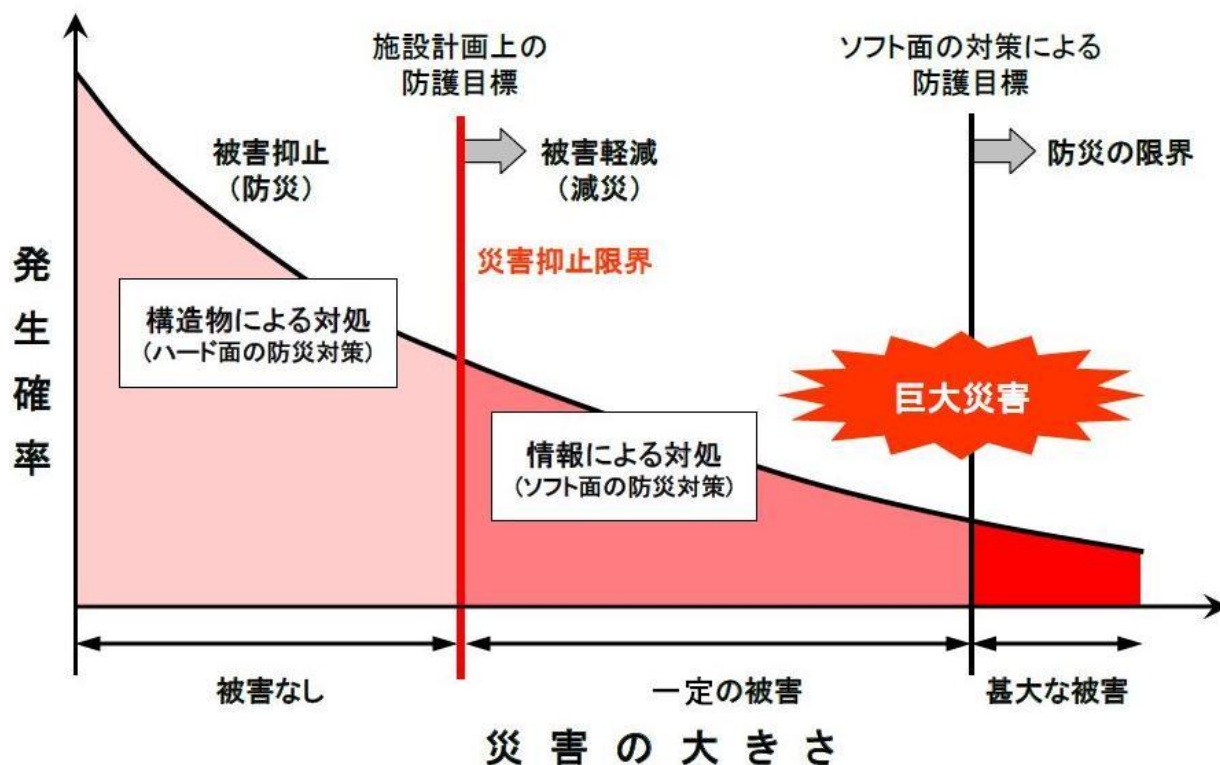
<災害予防対策の考え方>

災害がいつ発生するのか、また、その規模はどれくらいなのかを予測するのは困難です。そのため、常日頃から災害予防に役立つ対策を推進するとともに、川辺町役場、関係機関、町民、事業所等が一体となって「地域の防災力」を可能な限り高めておくことが、災害による被害を抑止したり、発生した被害を最小限にとどめたりするうえで極めて重要となります。

災害予防対策には、「被害を出さないための対策」（被害抑止）と「発生した被害を最小限に抑える対策」（被害軽減）の両方が含まれます。被害抑止策としては、例えば、建築物の耐震性の向上や安全点検等があげられます。また、被害軽減対策には、消火体制や医療体制の強化、災害対応のための各種資機材の購入・備蓄、防災知識の普及等があります。

川辺町では「町民並びに就業者・来訪者の生命を守る」を第一の目的とし、様々な施策を組み合わせた総合的な災害予防対策を推進します。

災害予防の基本的な考え方



第1章 防災・減災対策に関連する調査の実施および計画の策定

第1節 災害危険区域等調査の実施（総務課、基盤整備課、産業環境課）

災害 予防編

災害予防と災害対策の的確かつ円滑な実施を支援するため、川辺町内において、単独または関係機関と共同で調査を実施します。調査を通じて、災害（火災、水害、急傾斜地、土石流、山地に起因する災害等）の発生を防止するために対策が必要な地域・箇所、ならびに、災害時に危険を拡大させる可能性の高い地域・箇所（災害危険区域等）を把握します。

第2節 災害関連計画の策定（関係各課）

災害危険区域等や防災上緊急に整備すべき施設（指定避難所、防災用施設、消防用施設等）等については計画を定め、災害の抑止、直接的被害や二次被害の軽減、災害対応体制の強化を図ります。地震対策については、『第二期岐阜県地震防災行動計画（平成23～27年度）＜改訂版＞』（岐阜県、平成23年10月）に示された施策を推進します。

【川辺町耐震改修促進計画】

川辺町における建築物の耐震化については、『川辺町耐震改修促進計画』（川辺町、平成19年4月策定、平成24年3月改定）に基づいて進めます。

第3節 災害危険区域等に対する措置（関係各課）

【災害危険区域】

災害危険区域と判断される場所については、重点的に対策・警戒を実施する区域と位置づけるとともに、既存ハザードマップの見直しや詳細かつ精度の高いハザードマップを作成し、町民への周知を図ります。当該区域については、災害発生を抑止するための対策を実施・検討するとともに、避難路や避難場所の設定及び警戒避難支援体制などの充実を図ります。また、該当区域の所有者・管理者に対しては、災害時の措置について事前に通知を行います。

第4節 災害時活動拠点等の指定（関係各課）

【応急対策活動拠点施設】

災害時には、役場庁舎が応急対策活動拠点となり、災害対策本部または災害警戒本部が設置されます。また、役場庁舎が被災した場合に代替本部として利用できるよう、中央公民館も応急対策活動拠点とし、役場庁舎とともに本部機能の整備に努めます。

【指定避難所・指定緊急避難場所・避難路】

町民や来訪者の生命を守るため、災害発生時、あるいは災害の発生が予想される場合に緊急に逃れるための指定緊急避難場所、被災者を必要な間滞在させるための指定避難所（福祉避難所を含む）の指定を行います。また、避難場所や避難所まで安全かつ確実に避難できる道路を避難路として指定し、その整備に努めます。

【緊急輸送道路】

岐阜県地域防災計画に定められた川辺町内の緊急輸送道路を「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や町民の避難の妨げになるおそれのある道路」として指定し、沿道の建築物の耐震化を促進します。

第5節 防災に関する調査・情報収集（関係各課）

川辺町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、大規模災害関連資料の収集・整理、災害タイプ別対策や被災者救援対策の調査、防災に関する岐阜県や関係機関との情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深め、災害対策に生かします。

第2章 災害抑止対策の推進

第1節 治山・治水関連事業（総務課、基盤整備課、産業環境課）

災害 予防編

【治山事業】

山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地の復旧・整備等、林野の保全を図るための対策を計画的に進めることによって、洪水防止、濁水緩和、土砂流出防止等の機能を確保します。人家や道路、田畑等に被害を及ぼす可能性のある山林の小規模な事業についても、併せて施工します。

また、川辺町においては、山地災害危険地区が多数指定されています。これらの危険地区については、県に対して一体的な事業の実施を要請し、山地防災機能強化のための土砂流出防止等の保安施設や立地環境に適した樹種を選定し植栽するとともに間伐等災害防止機能の高い森林の整備を進めます。

【治水事業】

関係機関の協力のもと、飯田川、尾賀野川、水無瀬川、雄鳥川等の各河川の改修をはじめ、排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制施策、水防体制の充実・強化等の対策を計画的に推進します。

【土砂災害・急傾斜地崩壊防止対策事業】

川辺町内には、土石流発生危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域が多数指定されています。これらの危険箇所については、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設の設置を県に対して要望し順次実施するとともに、配布した土砂災害ハザードマップの周知及び活用を図り、避難計画等ソフト面も含めた総合的な対策を促進します。

【ため池補強対策事業】

朽損が進んでいるため池の堤体や取水施設等については、その改修・補強に努めます。また必要に応じ、土のう、杭等の応急資材の確保を図ります。

第2節 建築物災害予防計画（総務課、基盤整備課）

【市街地の耐火性の向上】

川辺町内では、中川辺、西栃井、下麻生地区等において、建築後、長い年数が経過した住宅が残っており、防災面で問題となる可能性があります。これらの住宅の構造部材の耐火性の向上に向けた取り組みとともに、公園・緑地等の計画的配置による延焼遮断機能を強化するなど、燃えにくい市街地の整備を進め、災害時の避難者の安全確保や火災の延焼防止を図ります。

【耐震性の向上】

川辺町内の建築物の耐震化については、『川辺町耐震改修促進計画』（川辺町、平成19年4月策

定、平成24年3月改定)に基づいて進めます。特に、役場庁舎等の応急対策活動拠点施設、指定避難所施設、災害時要援護者等利用施設、不特定多数が利用する施設については、より重点的に耐震化を図ります。

【ブロック塀等対策】

公共施設等については、生け垣化の推進、ブロック塀の危険度調査や定期点検による補強・改善指導を行います。また、個人等施設についても同様の周知を行います。

【家具等転倒防止・落下物等対策】

家具・設備等の転倒防止対策を講じたり、安全ガラスの採用や飛散防止フィルムの装着等による落下物危険の防止対策を進めます。特に、公共施設や大規模店舗、緊急輸送道路等主要道路沿いの窓ガラスや看板等の落下物が生じる可能性のある三階以上の建築物は、より重点的に落下物危険の防止対策を進めます。

【被災建築物の応急危険度判定制度の創設】

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）や宅地に引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する被災建築物応急危険度判定士の確保を図ります。

その認定体制の整備にあつては、実施に必要な判定調査表等資機材の備蓄を進めるとともに、近隣市町や建設コンサルタント・建築事務所等との間で応援協力協定を締結します。

【土地造成土留め施設等の整備】

傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等の危険が予想されます。そのため、県及び関係機関と連携し、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等、安全対策の指導を行います。また、既存の土地造成地において、崩壊の危険のある土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導します。

第3節 交通網整備計画（基盤整備課）

【道路・橋梁】

道路網の耐災害性を強化したり、飛騨川橋梁等の耐震性の向上を図ったりすることによって、道路ネットワークの被害を最小限にとどめるとともに、災害時の広域・町内アクセスと避難者の安全確保を図ります。

【公共交通施設】

公共交通施設（鉄道）の事業者と協力し、災害が発生した場合の機能支障を最小限にとどめるため、耐震化等による施設・設備の防災性能の向上を図ります。

第4節 ライフライン整備計画（総務課、基盤整備課）

【上水道施設】

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めます。また、飲料水の利用状況や施設の状況を把握する一方で、水源の多元化、上水道設備の耐震化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力するとともに、給水資機材の確保・備蓄を図り、町民の日常生活に混乱が生じないように、その対策に努めます。

【下水道施設】

町は、下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。

【電気施設】

町は、電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。

【輸送施設】

町は、バス事業者やトラック協会等と輸送協定等を締結し、災害時の輸送手段の確保や輸送体制の整備を図り、迅速かつ確実な人員・物資輸送を確保に努めます。

【通信施設】

町は、災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、衛星携帯電話の利用等の方法により、通信機能の確保を図ります。

【放送施設】

町は、災害時の町民等への情報伝達には、放送事業者と災害時応援協定を締結し、テレビ、ラジオ等の民間放送も活用できる体制を確立します。

【代替機能の確保】

町は、災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐震性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。

第5節 文教関係施設等災害予防対策（教育委員会）

【学校施設等】

学校、その他の教育施設については、児童・生徒等の安全確保に万全を期すこととします。

(1) 計画・マニュアルの整備

町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルを策定されるよう促進します。また、学校等と保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促します。

(2) 防火・地震対策

学校等の教育機関については、施設を火災、台風、地震等の災害から防護し、児童・生徒・職員の安全や教育の確保を図るため、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等での不燃化・耐震化に努めます。

(3) 危険物対策

化学薬品等の危険物の取扱・保管を行う教育機関等では、関係法令に従って厳重に対処します。また、特に災害発生時の安全確保のため、適切な予防措置を講じます。

(4) その他の予防対策

平常時より施設（避難施設等）の点検・調査を実施し、施設の危険箇所や不備等の早期発見に努めるとともに、これらの施設の補修・補強に努めます。また、施設の補修・補強等（台風時における準備作業等を含む）が迅速・的確に実施できるよう、職員の役割分担や作業員の配置等の体制整備を進めるほか、災害時の施設等の補修・補強に必要な資機材等の確保に努めます。

(5) 災害関連情報の把握

教育委員会及び各教育機関の管理者は、気象予報（注意報、警報）や東海地震の予知に係る情報等、災害に関わる各種情報の把握に努めます。なお、災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、教育委員会が決定します。

【文化財】

指定文化財等の施設については、その所有者及び管理者は、文化財の保存・継承に努め、災害から防護するため、耐震補強や免震補強等の災害予防対策を行うとともに、不燃化建築による保存庫・収蔵庫等の整備、消火栓・消火器の設置等を進めるものとしします。

第6節 産業基盤整備計画（産業環境課）

【農林業関係施設等対策】

農地や農林業関連生産施設については、災害予防計画の作成、施設の点検・整備及び補修による安全性の確保を推進するとともに、農産物・林産物・畜産物の生産については予防技術の周知徹底により、災害からの予防を図ります。

第3章 災害対応能力の充実

第1節 非常時の活動能力の整備・強化（総務課、関係各課）

災害 予防編

【応急活動体制の整備・強化】

町は、災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即時対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実に努めます。また、大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定するとともに、職員の参集手段や情報伝達手段について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組みます。さらに、平素より、専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。

また、役場庁舎等、災害時に中心かつ重要な機能を果たす防災拠点施設の整備及び耐震化や機能強化を図るとともに、突発型、予知型のいずれの災害タイプにも柔軟に対応できるような非常時の活動体制づくりに取り組みます。

【防災資機材等の備蓄】

町は、指定避難所における防災資機材等の充実や、山間部での防災備蓄倉庫の整備、自主防災組織等への防災資機材の補助等を実施します。また、関係機関との災害時応援協定締結による防災資機材の緊急調達体制の整備に取り組みます。

【物資等の緊急輸送機能の確保】

大規模災害時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じることが考えられます。町は、岐阜県等の関係機関と連携することによって、緊急輸送道路や救援物資集配拠点施設の整備、一時集積配分拠点の指定、専用または臨時ヘリポートの指定等、非常時の活動を想定した環境整備に取り組みあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。

【相互協力体制の整備・強化】

町民の安全に関する情報や的確な判断を行うために、岐阜地方気象台や岐阜県可茂土木事務所等との情報交換を日常から行うとともに、必要な助言を得ます。また、町内の事業者、民間団体等との間で災害時応援協定を締結することによって、災害時の協力体制を強化します。

さらに、大規模な災害の発生により町地域内での対処が困難となる事態に備え、岐阜県広域消防相互応援協定、県広域防災相互応援体制、広域航空消防応援等を通じて連携強化を推進し、遠隔地域の自治体との連携協力を進めるなど、広域的な応援体制の確立を図ります。

【災害ボランティア受入体制の整備・強化】

災害時には、ボランティア活動が重要かつ必要不可欠です。そのため、町は、川辺町社会福祉協議会やその他ボランティア団体との連携を図ることにより、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努めます。

また、町は、ボランティア活動に関わる安全確保策や被災者ニーズに関する情報提供方策等の検討を行って、ボランティア活動のための環境整備を進め、ボランティア活動の円滑化を図ります。

第2節 行政機関の業務継続体制の整備（総務課、関係各課）

【業務継続計画の策定】

災害発生後に必要となる行政業務の継続、早期復旧を図るため、業務継続計画（BCP）を策定します。それにより、必要業務や応急業務を特定するとともに、業務継続に必要な人員・資源の確保・配分方法を決定し、業務継続が可能となる体制づくりを進めます。

また、業務継続計画（BCP）は、定期的に訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や実情の変化等も踏まえ、計画の見直しを行います。

【業務継続のための基盤整備】

災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。

【データのバックアップ】

災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む、住民基本台帳や戸籍等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステムの構築（分散保存）を行います。

第3節 情報・通信・連絡体制の強化（総務課、企画まちづくり課）

【情報システム基盤の拡充】

災害時における情報収集能力や通信連絡能力を維持・確保するため、その機能強化を推進します。衛星電話や携帯電話・携帯端末による情報システム基盤の整備・拡充、防災行政無線システムの整備、地理情報システム（GIS：Geographic Information System）を活用した情報集約・伝達・共有システムの整備等を計画的に行います。併せて、予備機の設置等により、災害後においても行政業務が継続できるよう努めます。

【災害時の広報体制の整備・強化】

町民に対する緊急情報の伝達手段を整備するとともに、広報活動に関し、CATVや報道機関等との間で災害時の協力体制の強化を行います。

【川辺町防災行政無線施設の活用】

川辺町防災行政無線については、平常時の運用はもとより、災害時に即応できる体制を確立するとともに、その維持・管理に努めます。また、職員に対しては、通信施設の使用方法について習熟を図り、通信機能の有効活用を図ります。

災害の発生により防災行政無線の使用が不可能になった場合は、移動体通信（携帯電話等）によって情報の収集・伝達を行うとともに、防災行政無線の迅速な復旧を目指します。

第4節 消防体制の充実（消防団、可茂消防事務組合、総務課）

【消防体制】

美濃加茂市、可児市、加茂郡（6町1村）、可児郡御嵩町では、可茂消防事務組合を設置し、広域共同処理方式による消防力の充実と消防活動の効率化を図っています。このような状況を踏まえると、川辺町において、消防力の一層の充実・効率化を図るためには、川辺町消防団の教育訓練体制の充実や青年や女性も含めた団員確保に努めるとともに、可茂消防事務組合との連携をさらに強化することが基本となります。

町は、可茂消防事務組合への協力、川辺町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。

【消防施設】

地震や火災に対処するため、老朽化した施設等を計画的に整備するとともに、消防ポンプ自動車の計画的更新を進めます。また、建物の倒壊や地割れ等による交通障害等を考慮して、小型動力ポンプ付き積載車等の計画的整備を図ります。

【消防水利網】

耐震性上水道設備による消火栓、耐震性の高い防火水槽、河川への接岸道路等の整備を計画的に推進し、大規模地震発生時においても対応できる消防水利網の確立を目指します。

【林野火災への備え】

川辺町は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要がある地域として、岐阜県によって「林野火災特別地域」に指定されているため、町の実情を踏まえた林野火災対策計画を策定し、消防施設の整備等の事業を推進します。また、川辺町、可茂消防事務組合、林野所有者（管理者）は、林野火災対策用資機材等の整備に努めるものとします。

【消防施設の保全】

消防用の機械・器具、水利、接岸道路については、点検・整備によって常時その保全に努め、災害発生時の出動に備えるものとします。

【消防団員の訓練】

消防団員に対して一般教養訓練や消火訓練等各種訓練を実施し、消防団員の資質の向上と実践的技術の習得を図ります。また、消防団員の救急・救助技術の向上等も図ります。

第5節 医療・助産、救急・救助体制の充実（総務課、住民課、可茂消防事務組合）

【医療・助産・救護体制】

病院については、災害時にも機能するよう、施設建物・設備の耐震性の強化、医療用資機材や救急医薬品等の備蓄等を促進し、医療機関としての機能強化を推進します。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と医薬品・資機材等の供給や人材派遣に関する協定を締結する等、医療・助産救護体制の整備・拡充に取り組みます。また、自主防災組織の活用についても検討を行います。

【医療（助産）救護計画の策定】

大規模地震等の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されます。そのため、町は、医療機関の協力のもと、地震災害等医療（助産）救護計画やマニュアルを策定し、大規模災害時の医療（助産）救護体制の確立に万全を期します。

【救急体制】

様々な災害に対応できるよう、高規格救急車をはじめとする救急・救助用資機材等の充実、救急救命士の養成、消防隊員等の救急・救助技術の向上等を推進することによって、救急体制の整備・強化に取り組みます。

【災害に対応した医療の普及・啓発】

町及び医療機関は、互いに連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修に努めます。また、町は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関して、町民及び職員への普及・啓発に努めます。

第6節 安全な避難環境の確立（総務課、住民課）

【避難環境の整備】

災害時に町民が利用する避難所の指定及び整備、避難・誘導のための情報伝達体制や避難路の整備、山間地域における災害を想定した集団避難受入体制の確保等、町民の安全避難及び避難所環境の整備に取り組みます。

【指定避難所等の指定】

町は、風水害等の災害を想定するとともに、それぞれの災害の特殊性を考慮して、安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所及び指定緊急避難場所として指定します。指定した場合は、町民等に周知・徹底を図ります。

また、指定避難所の運営体制を確立するため、予定される指定避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、町、施設管理者が事前に協議し、避難所マニュアルを策定します。指定避難所に指定した施設においては、非常用電源や燃料、通信機器、災害用トイレ等の整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。

【町外への避難】

災害規模が大きく、町内だけでは十分な対応が不可能となった場合に備え、近隣及び遠隔自治体と災害時応援協定を締結することによって、町外への避難体制の整備にも取り組みます。行政区域を越えた広域避難が必要となった場合は、岐阜県を通じて関係自治体との調整を図ります。

第7節 生活支援体制の整備（総務課、基盤整備課）

【応急給水体制の整備・強化】

非常用飲料水用貯水槽の整備や水源地及び配水池での応急給水源の確保を行うとともに、各家庭や事業所、病院等での飲料水の備蓄を推進することによって、防災拠点施設の機能維持や被災者の生命維持・生活維持に必要な水を確保します。

【救援物資供給体制の整備・強化】

防災備蓄倉庫等において緊急用食料や生活必需品等の救援物資の備蓄を進めるとともに、民間事業者等と応援協定を締結します。また、自助・共助の考えのもと、各家庭・地域・事業所等においても、3日分の食料や必要最小限の生活必需品の備蓄を推進し、原則として地域完結型の備蓄に努めます。併せて、救援物資輸送体制の整備により、円滑な救援物資の供給を実現します。

【燃料供給体制の整備】

石油等の燃料類の供給体制を確保し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、指定避難所や各家庭、事業所等にも配給できるよう、燃料の確保・供給体制の強化を図ります。

【住宅関連支援体制の整備】

大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き家等の把握、民間賃貸住宅の借り上げ体制の整備、住宅の補修体制の強化などを盛り込んだ住宅供給等促進計画を作成します。また、近隣市町との応援協力協定締結等により、住宅供給・補修対策のための体制を整備します。

第8節 環境衛生体制の整備（総務課、住民課、産業環境課、基盤整備課）

【ごみ・がれき処理体制の環境整備】

災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、関係機関とも連携して事前に検討します。また、建設業者等の重機保有状況を把握するとともに、災害時応援協定を締結することによって災害時の協力体制を強化し、ごみ・がれきの処理体制を確保します。

【し尿処理体制の環境整備】

災害時のし尿処理については、県や関係機関の協力のもと、事前に検討を進めます。また、町において簡易トイレの備蓄を行うとともに、仮設トイレ保有業者との協定を進めます。

【防疫・遺体取扱い等対策実施体制の整備】

大規模災害時に必要となる防疫用資機材・薬剤の備蓄を行うとともに、近隣市町村や民間事業者等と応援協定を締結することにより、環境衛生対策の体制整備と関連施設・業務の継続性の向上を図ります。また、遺体の取扱方法及び処理手順等については、事前に検討を進め、その体制の確保に努めます。

第9節 自主防災力の強化（総務課、消防団、自主防災組織）

【自主防災組織の整備】

自治会等を中心として地域特性に応じた自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災活動の活性化・支援を行うことによって、共助能力を強化し、突発型、予知型のいずれの災害にも柔軟に対応できるような体制の確立を目指します。また、自主防災組織の組織化、連携・協力体制の強化を通じて、地域防災力の向上に取り組みます。

【施設・事業所防災組織の整備・強化】

施設・事業所単位での自主防災組織の整備や防災計画・事業継続計画の作成を促進します。また、地域の自主防衛組織との連携や役割分担についても事前に検討します。

【防災マップの作成】

住民の円滑な避難や安全確保を図るため、指定避難場所、危険箇所等を記載した防災マップを作成し、町民への周知に努めます。

【防災リーダーの養成】

効果的な防災活動には組織的な行動が必要となります。組織的な行動にはリーダーの役割が非常に重要となります。そのため、防災士資格取得をはじめとして、自主防災組織のリーダーを育成する研修への参加を推進し、地域防災リーダー登録制度を創設し登録を推進します。

【男女参画に配慮した防災組織】

地域における生活者の多様な視点を反映して地域防災力の向上を図るため、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。特に、地域の防災体制の確立や自主防災組織の設置・育成にあっては、男女共同参画の視点に配慮します。

第10節 災害時要援護者対策（総務課、住民課、消防団、可茂消防事務組合、社会福祉協議会、自主防災組織）

【基本方針】

近年の災害では、災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等、災害対応能力の低い者）が災害の犠牲となるケースが多くなっています。今後、町人口の高齢化に伴い、高齢の災害時要援護者が増加することも予想されます。

また、災害時要援護者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という）の避難支援について、地域における避難支援体制の整備を図ります。

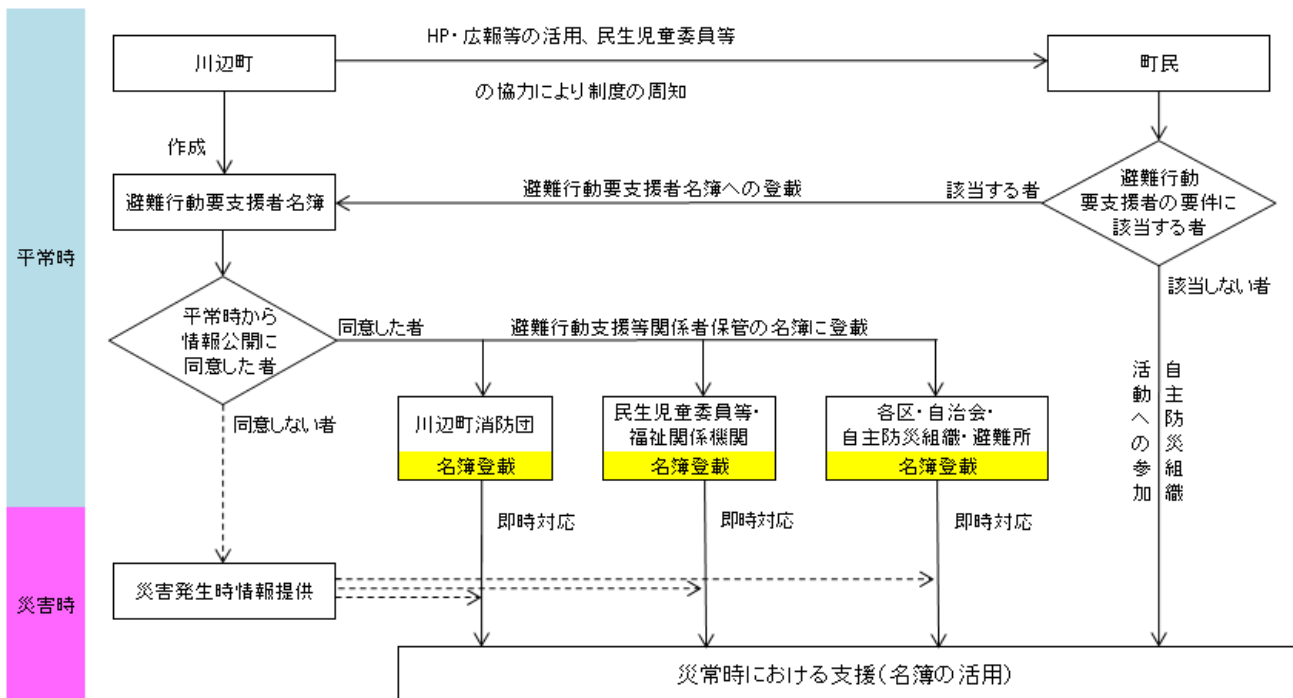
そのため、避難行動要支援者名簿の作成や名簿の共有など平常時からの備えと、災害発生時の情報提供、避難支援、安否確認などに加え、避難後における相談窓口の設置や介護サービスの提供などの生活支援について『川辺町災害時要援護者避難支援プラン』（平成23年1月策定）に基づき取り組みます。また、町及び社会福祉施設の管理者等は、災害時要援護者の安全確保に向けて一層の対策を推進します。

【避難行動要支援者名簿等の作成】

町は避難行動要支援者名簿を作成します。その名簿は、原則避難行動要支援者本人の同意のもと、消防機関や自主防災組織、民生児童委員等に必要な限度において提供し、災害時の避難支援等を実施する際の基礎資料として役立てます。さらに、各避難行動要支援者の避難方法や、避難行動支援者等を個別に決定する、「避難行動要支援者個別支援計画」を策定します。

◇避難行動要支援者名簿の作成に関する事項 資料編 S23-10-01

避難支援行動要援護者名簿 活用フローチャート



【地域社会における支援】

災害時要援護者の避難、救出には迅速な行動が必要となることから、各地区の状況について、町、社会福祉協議会、民生児童委員、川辺町消防団、自治会（自主防災組織）等の中で情報共有を行います。また、災害発生時の避難・誘導、救出の支援者を複数登録するよう呼びかけるなど、その体制の確立を進めます。

【福祉施設の防災体制の整備】

老人福祉施設や社会福祉施設の耐震性及び設備の耐災害性の強化を図るとともに、当該施設においては災害時要援護者に配慮して災害対応設備、食料、生活必需品の整備・備蓄を促進します。

また、指定避難所、避難路等の整備に当たっても災害時要援護者に配慮するとともに、災害時には社会福祉施設において一定程度の要介護者等を受入可能となるように施設整備を進めます。

【災害時要援護者に対応した防災知識の普及・啓発等】

防災知識の普及・啓発や防災訓練に当たっては、地域・社会福祉施設等において災害時要援護者を災害から守るための適切な防災訓練や防災教育が行われるよう指導するとともに、災害時要援護者自らが可能な限り災害対応能力を高められるようにします。

第11節 孤立集落対策（総務課、基盤整備課）

災害時における孤立とは、情報通信の孤立と、交通手段の孤立に大別されます。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能とし、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与えます。

【孤立集落対策】

災害が発生したとき、土砂災害等により孤立する可能性のある地域については、危険箇所等における対策工事の重点的な実施、非常用通信の整備、ヘリポートの確保等による対策を行います。

第12節 応急対応マニュアル等の策定（関係各課）

【公共施設】

災害時に防災拠点施設や指定避難所等として利用される施設については、避難所開設運営マニュアル等を策定するとともに、迅速かつ適切に機能するような体制の確保を進めます。

【ライフライン施設】

ライフライン施設の管理者は、災害発生の未然防止はもちろん、災害時の応急対応マニュアルの策定等を進め、ライフライン機能の支障を最小限にとどめるための体制の充実を図ります。また、町は、ライフライン機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努めます。

【公共交通】

公共交通（鉄道、コミュニティバス）の運営者は、災害時の応急対応マニュアルの策定等を進め、公共交通機能の支障を最小限にとどめるための体制の充実を図ります。また、災害発生のおそれがある場合は、運転規制や運転中止の措置をとり、乗客の安全を確保します。

【高圧ガス】

高圧ガス事業者は、緊急対応マニュアルを策定し、緊急連絡体制を整備するとともに、防災協定等による地域応援体制を構築するものとします。また、施設の日常点検や整備、応急対応に関する教育、防災訓練の実施等、自主保安体制の確立に努めるものとします。

第13節 原子力災害対策（総務課、住民課、教育委員会、消防団、可茂消防事務組合）

【情報収集・連絡体制の整備】

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施するとともに、原子力災害に対して万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備・充実に努めます。また、県等が実施する情報収集活動には積極的に協力し、情報の共有を図ります。

【人材の育成・確保】

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、県内、近県に在住する専門家による助言・支援体制を構築する等、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に取り組みます。また、核燃料物質等の運搬中の事故が発生し、事態把握のために必要な場合は、国に対して専門職員の派遣を要請します。

【専門医療機関との連携、医療活動体制の強化】

町は、町内医療機関との連携、被ばく者治療可能施設の事前調査の実施、放射線専門医師・技師の派遣等必要な放射線対策手順の整備、ヨウ素剤の備蓄方法等の検討を通じて、緊急被ばく医療活動体制の強化に取り組みます。

【モニタリング体制の確立】

町は、県と連携し、緊急時モニタリング体制（環境中の放射線量の測定、水道等への影響、影響範囲の把握等）の整備に努めます。また、平常時より環境放射線量等の計測データを収集し、緊急時対策の基礎データとします。町においても、放射線測定器の導入・保守を図ります。

第4章 監視・指導の強化

第1節 監視体制の強化（基盤整備課、可茂消防事務組合、消防団）

【土石流、がけ崩れ】

調査によって土石流やがけ崩れの危険性が高いと判断された箇所については、川辺町と関係機関の協力のもと、梅雨期および台風期をはじめ、豪雨が予想されるとき等にパトロールを随時強化して実施し、必要に応じて早急かつ適切な措置が取れるようにします。

【ため池】

洪水の発生が予想される場合は、事前に巡回・点検に努めます。

【林野火災予防】

林野への無断入山防止対策を講じるとともに、監視の徹底を図り、火災の早期発見・早期通報に努めるものとします。

第2節 監視機器等の整備（総務課、関係各課）

【雨量計】

土砂災害の危険性が高い箇所に雨量計を設置し観測を行い、緊急時には、危険地域に在住する町民に対し適切な措置がとれるようその対応の強化を図ります。

【緊急地震速報】

緊急地震速報の導入に伴い、町民に対して身の安全を守るなど速報後の対処方法について普及・啓発に努めるとともに、迅速な伝達体制の整備や通信施設、設備等の整備・充実を図ります。

【その他の監視機器】

災害の危険を未然に防止するための各種監視機器や震度計等気象測器について、それぞれの機能が十分に発現されるように、設備等の整備・充実を図ります。

第3節 査察・指導の強化（可茂消防事務組合、消防団）

【防火査察】

消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務づけられている防火対象物、危険物の製造所・貯造所・取扱所等については、可茂消防事務組合によって予防査察が行われています。

【林野火災予防】

川辺町及び可茂消防事務組合は、林野所有者（管理者）に対し、防火線や防火樹帯の設置、防火用水の確保等の事項について管理・指導を行い、林野火災の予防に努めます。

また、火災警報発令時には、可茂消防事務組合火災予防条例の規定に基づき、林野所有者（管理者）に対し、火の使用制限を行います。

【危険物等取扱施設】

危険物・有毒物・放射性物質等を取扱う事業所については、県と情報共有・連携し、立入検査や保安査察等を実施して、法令基準の維持・適合状況を確認します。また、施設・設備の耐震性・耐災害性の強化、自主的な保安管理体制の確立、危険物等の流出・飛散等不測の事態への対応措置の指導等、災害予防上必要な指導を行います。

第5章 防災意識の高揚

第1節 地域防災計画の周知（関係各課）

【関係機関】

川辺町地域防災計画の内容については、関係機関ならびに関係者に十分周知するものとします。また、計画を再検討し、修正した場合には、関係機関に対して周知するとともに、特に重要な対策については、その徹底を図るものとします。

【川辺町職員】

地域防災計画の内容を十分に理解、把握し、常日頃から防災対策を推進するとともに、緊急時にはすぐに対応できるよう知識の習得や訓練に努めます。

【町民】

地域防災計画の内容については、町民にも周知し、防災対策や緊急対応体制等についての理解を深めてもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

第2節 防災知識の普及（関係各課）

防災イベントや防災講座等を通じて町民の防災知識の普及に努めるとともに、職員教育や学校教育においても知識の普及を図り、防災力の向上を推進します。

【火災予防】

火災の発生防止や火災時における被害の軽減については、「全国火災予防運動」（年2回）の期間をはじめ、あらゆる機会をとらえて、住民に対して防火に関する知識の普及・徹底を図ります。

また、「山火事予防期間」を中心に、林業従事者及び入山者等に対して防火に関する知識や森林愛護思想の普及を図ります。

【地震対応】

地震に関する一般知識や住宅等での地震防災対策に加えて、避難場所、避難経路、避難時の心得、情報入手方法、応急救護方法、災害時要援護者への対応等について、その普及を図ります。

【原子力災害対策】

町は、町民に対して、原子力防災に関わる知識の普及・啓発を図ります。また、原子力災害時の避難・屋内退避の方法等について、平素より周知・徹底に努めます。

【住宅等の維持・管理】

既存建築物の火災、台風、地震に対する耐性を高めるため、町民に対し、平常時における住宅等の維持・補修や補強の方法等を普及します。また、各家庭に対し、屋内の家具の固定や転倒防止策等の安全対策の啓発を行います。

【災害体験・知識の伝承】

災害時の体験や経験を伝承することによって、災害の実情や恐ろしさを後世に伝え、防災意識の高揚を図り、災害に備えます。

【川辺町職員に対する教育】

迅速かつ的確に災害対策を推進するため、主として防災業務に携わる職員等を対象として教育・研修を実施します。

- ①災害に関する一般的・専門的知識、推進している災害対策、防災面での課題の把握
- ②町及び関係機関等の防災体制、防災活動に関する基礎的知識（防災用資機材、応急手当等）の習得
- ③災害時に職員がとるべき行動等についての知識の習得

【学校等での防災教育の推進】

町は、学校における防災教育に関する指導内容の整理・体系化、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努めます。

また、学校等の教育機関の管理者は、防災指導資料の作成・配布、講習会・研究会の開催等を通じて、関係職員の防災知識の習得ならびに技術の向上を図ります。

各学校においては、全関係職員が協力し、あらゆる機会をとらえて、児童・生徒等に対して防災知識や災害時の心得等の普及に努めます。防災知識の普及に当たっては、児童・生徒の発達段階や地域の実情等を十分考慮します。同時に、それぞれの地域に対しては、児童・生徒を通して、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、災害の未然防止と災害時の応急対策について十分周知させます。

第3節 防災訓練の実施（関係各課、自主防災組織）

【地域防災訓練】

町民は、地域の災害特性を考慮し、各地域において発生が予想される水害、火災、地震等、災害の具体的想定に基づき、町民が対処すべき応急的対策について訓練を実施します。

訓練の実施にあたっては、各地域の自主防災組織が訓練の計画から実施までを指導、協力し実施することとします。

【総合訓練】

川辺町は、応急対策実施機関（町、関係機関、町民、消防、警察、学校、医療機関等）と合同で、災害が予想される季節の前に総合的な訓練を実施します。訓練内容には、職員の動員、気象予報伝達、通信、避難、救出、医療、炊き出し、消防・水防等が含まれます。

【図上訓練】

年1回、消防、警察、学校等の関係機関の協力のもと、水害、火災、地震等の災害を想定し、図上訓練(DIG：Disaster Imagination Game)を実施します。図上訓練は、地図上で災害が発生した事態を想定し、それに対する対策を参加者間で討議し、災害に対する対処能力の向上を図るものです。町内で過去に発生した災害に対して、避難経路や避難場所を確認するとともに、関係機関や町民でどのような対策や連携を行えば効果的かを検討します。

【学校等における避難訓練（いのちを守る訓練）】

教育機関等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるよう、関係職員の防災に対する心構えを確認するとともに、災害状況を想定しつつ、警報伝達、児童・生徒の避難誘導等、防災上必要な計画を立案して、訓練を実施するものとします。

【原子力災害を想定した訓練】

町は、県と連携し、災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を実施します。

第4節 法令の遵守（関係各課）

【建築基準法】

岐阜県では、建築確認審査業務を通じて、建築物の敷地、構造、用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合しているかどうかを確認・審査しています。川辺町においても、建物の新築、増改築等にあたって、法の遵守の広報に努めます。